

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十八条第三項において準用する同法第十七条第二項の規定によつて、次のとおり登録検査機関の登録を更新した。

令和二年四月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 登録更新年月日及び登録番号

1 登録更新年月日

令和二年四月五日

2 登録番号

三十一

二 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 名称

広島北部農業協同組合

2 代表者の氏名

小田 良則

3 主たる事務所の所在地

広島県安芸高田市吉田町常友二二一〇番地

三 農産物検査を行う農産物の種類

国内産もみ、国内産玄米、国内産小麦、国内産大麦、国内産裸麦、国内産大豆、国内産そば

四 登録の区分

品位等検査

五 農産物検査を行う区域

広島県

六 農産物検査員の氏名、住所及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類

氏名	住所	農産物検査を行う農産物の種類
青杉 勝利	安芸高田市吉田町常友一五九九番地	もみ、玄米
寺田 誠司	東広島市豊栄町乃美三四八六番地	もみ、玄米
関岡 克哉	安芸高田市高宮町羽佐竹一六四〇番地	裸麦、玄米、小麦、大麦、大豆
砂田 朋彦	安芸高田市美土里町本郷一八七六番地	裸麦、玄米、小麦、大麦、大豆
松田 浩幸	安芸高田市向原町長田一〇八二番地一号	裸麦、玄米、小麦、大麦、大豆

前田 冬樹	新田 幸男	益田 真司	大本 昌司	宮庄 和典	田坂 真吾	岡田 卓也	山根 典康	實光 猛	中崎 克則	井上 泰宏	迫田 昭弘	藤川 久幸	岡田 輝昭	佐々木 富男	佐々木 基晴	宮木 佳樹
山県郡北広島町南方五二〇一 番地	安芸高田市美土里町横田一三 二二番地	安芸高田市甲田町上甲立	山県郡北広島町有田一六四六 番一号	山県郡北広島町大朝宮迫一九 二九番一号	山県郡北広島町本地四三一番 地	山県郡北広島町吉木二六四六 番地	山県郡北広島町今田一〇五五 番地	安芸高田市向原町坂五七三番 地	安芸高田市高宮町原田二四四 五番地	安芸高田市美土里町生田二七 七六番一号	安芸高田市吉田町山手一六一 四番地	安芸高田市甲田町上小原	安芸高田市美土里町本郷八〇 四番一号	安芸高田市向原町保垣三二六 番四号	安芸高田市美土里町本郷四五 九四番地	安芸高田市高宮町佐々部五二 八番地三号
もみ、 玄米、 大豆	もみ、 玄米、 大豆、 小麦、 大麦	もみ、 玄米、 大豆、 小麦、 大麦	もみ、 玄米、 大豆、 小麦、 大麦	もみ、 玄米、 大豆、 小麦、 大麦	もみ、 玄米、 大豆、 小麦、 大麦	もみ、 玄米、 大豆、 小麦、 大麦	もみ、 玄米、 大豆、 小麦、 大麦	もみ、 玄米、 大豆、 小麦、 大麦	もみ、 玄米、 大豆、 小麦、 大麦	もみ、 玄米、 大豆、 小麦、 そば、 大麦	もみ、 玄米、 大豆、 小麦、 大麦	もみ、 玄米、 大豆、 小麦、 大麦	もみ、 玄米、 大豆、 小麦、 大麦	もみ、 玄米、 大豆、 小麦、 大麦	もみ、 玄米、 大豆、 小麦、 そば、 大麦	もみ、 玄米、 大豆、 小麦、 大麦



